

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 都市公園の設置及び管理(第3条—第15条)
- 第3章 雑則(第16条—第26条)
- 第4章 罰則(第27条・第28条)
- 附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、松江市の設置する都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「都市公園」とは、法第2条第1項に規定する都市公園をいう。

2 この条例において「公園施設」とは、法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

第2章 都市公園の設置及び管理
(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル(市の区域内に都市緑地法(昭和48年法律第72号)第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地(以下この条において単に「市民緑地」という。)が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)以上とする。

2 市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル(市の市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第4条 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれのその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園については、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- (5) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第5条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。

2 一の都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

- (1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第5条第2項に掲げる休養施設
- (2) 政令第5条第4項に規定する運動施設
- (3) 政令第5条第5項に規定する教養施設
- (4) 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫
- (5) 災害応急対策に必要な次に掲げる施設

- ア 耐震性貯水槽
- イ 放送施設
- ウ 情報通信施設

エ ヘリポート

オ 係留施設

カ 発電施設

キ 延焼防止のための散水施設

3 一の都市公園に前項第1号に規定する休養施設又は同項第3号に規定する教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物

(2) 文化財保護法第182条第2項の条例で定めるところにより歴史上又は学術上価値の高いものとして現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物

(3) 景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物

(4) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

4 一の都市公園に高い開放性を有する建築物のうち次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 屋根付広場

(2) 壁を有しない雨天用運動場

(3) 壁を有しない休憩所

(4) 屋根付野外劇場

5 一の都市公園に仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3項に規定する建築物を除く。以下同じ。)を設ける場合に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(運動施設の敷地面積の基準)

第5条の2 政令第8条第1項の規定による条例で定める割合は、100分の50とする。

(行為の制限)

第6条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 募金その他これに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為をすること。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は前項の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認めるとき。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第7条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第8条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 貼紙若しくは貼札をし、又は広告をすること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
 - (8) たき火及び野営をすること。
 - (9) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (利用の禁止又は制限)

第9条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第10条 市長が設置する公園施設のうち、有料で使用又は利用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に掲げる有料公園施設のうち、松江城天守の管理、登閣料等については、この条例に定めるもののほか、城山公園の管理に関する条例(平成17年松江市条例第407号)の定めるところによる。
- 3 別表第1に掲げる有料公園施設のうち、興雲閣の管理、利用の許可、利用料金等については、この条例に定めるもののほか、興雲閣の設置及び管理に関する条例(平成27年松江市条例第20号)の定めるところによる。
- 4 別表第1に掲げる有料公園施設のうち、秋鹿湖畔公園の有料公園施設の管理、利用の許可、利用料金等については、この条例に定めるもののほか、松江フォーゲルパークの管理に関する条例(平成17年松江市条例第441号)の定めるところによる。
- 5 別表第1に掲げる有料公園施設のうち、楽山公園、松江総合運動公園、北公園(松江市北公園ミニ遊園地を除く。)、花冠の里、空口公園、宍道総合公園(古墳の森ケビンを除く。)、東出雲中央公園及び錦新町公園の有料公園施設の管理、利用の許可、利用料金等については、この条例に定めるもののほか、松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第403号)の定めるところによる。
- 6 別表第1に掲げる有料公園施設のうち、松江市北公園ミニ遊園地の管理、遊器具使用料等については、この条例に定めるもののほか、松江市北公園ミニ遊園地の設置及び管理に関する条例(令和3年松江市条例第37号)の定めるところによる。
- 7 別表第1に掲げる有料公園施設のうち、来待ストーンの有料公園施設の管理、利用の許可、利用料金等については、この条例に定めるもののほか、来待ストーンの管理に関する条例(平成17年松江市条例第442号)の定めるところによる。
- 8 別表第1に掲げる有料公園施設のうち、宍道総合公園古墳の森ケビンの使用の許可については、第6条第2項から第5項までの規定を準用する。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第11条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の構造
 - オ 公園施設の管理の方法
 - カ 工事实施の方法
 - キ 工事の着手及び完了の時期
 - ク 都市公園の復旧の方法
 - ケ その他市長の指示する事項
 - (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 管理の目的
 - イ 管理の期間
 - ウ 管理する公園施設
 - エ 管理の方法
 - オ その他市長の指示する事項
 - (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項
- 2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 占用物件の管理の方法
 - (2) 工事实施の方法
 - (3) 工事の着手及び完了の時期
 - (4) 都市公園の復旧の方法
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項
- (設計書等)

第12条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの(使用料)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者及び有料公園施設を使用しようとする者(第18条及び第19条においてこれらの者を「使用者」という。)は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料の額が年を単位として定められている場合において、都市公園の使用期間のうち、1年に満たない期間があるときは、使用料の額は、当該期間の月数に応じて月割計算により算出する。
- 3 使用料の額が月を単位として定められている場合において、都市公園の使用期間のうち、1月に満たない期間があるときは、使用料の額は、当該期間の日数に応じて日割計算により算出する。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反している者
 - (2) 第6条第4項各号のいずれかに該当する理由を有することが判明した者
 - (3) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (4) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 都市公園に関する松江市の行う工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第3章 雑則

(届出)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により、都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 前条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の徴収)

第17条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に伴う使用料は、納入通知書により市長が指定する期日までに納付しなければならない。

- 2 有料公園施設の使用に伴う使用料は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、当該使用の許可の際に徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第18条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任に帰することができない理由により、都市公園又は有料公園施設を使用することができなくなったとき。
- (2) 市長が第15条第2項各号のいずれかに該当し、同条第1項に規定する措置を命じたとき。

(使用料の減免)

第19条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

- (1) 他の地方公共団体、公共団体又は公共的団体が、公用、公共用又は公益のために、都市公園で第6条第1項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理又は公園施設以外の工作物その他の物件若しくは施設を設けて占用をするとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。
- (都市公園の区域の変更及び廃止)

第20条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第21条 第6条から第19条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

第22条 削除

(指定管理者による管理等)

第23条 松江総合運動公園の管理並びに城山公園(有料公園施設を除く。)の管理及び城山公園(有料公園施設を含む。)に係る第6条第1項による許可に関する事務は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第24条 前条の規定により指定管理者による管理を行う場合に当該指定管理者が行う業務は、松江総合運動公園にあつては次に掲げるものとし、城山公園にあつては城山公園の管理に関する条例の定めるところによるものとする。

(1) 公園及び公園施設(有料公園施設を除く。)等の維持管理に関する業務

(2) 松江総合運動公園の利用促進に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し市長が必要と認める業務

(指定管理者に係る読替え等)

第25条 指定管理者が松江総合運動公園及び城山公園を管理する場合における第9条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「市長及び指定管理者」とする。

2 指定管理者が城山公園に係る第6条第1項の規定による許可に関する事務を行う場合における同条、第14条及び第15条、第17条から第19条まで及び別表第2(1の表に限る。)の規定の適用については、これらの規定(第17条第1項及び第2項並びに第19条第2号の規定を除く。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第14条の見出し、第14条第1項及び第3項、第17条の見出し、第18条(見出しを含む。)、第19条(見出しを含む。)並びに別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第14条第1項中「者(第18条及び第19条においてこれらの者を「使用者」という。)」とあるのは「者」と、「別表第2に掲げる額」とあるのは「別表第2に掲げる額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額」と、第14条第3項中「使用期間」とあるのは「利用期間」と、第17条第1項中「法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に伴う使用料は、納入通知書により市長が指定する期日までに」とあるのは「第6条第1項又は第3項の許可に伴う利用料金は、指定管理者に」と、第18条第1号及び第19条中「使用者」とあるのは「第6条第1項又は第3項の許可を受けた者」と、第18条第1号中「を使用することが」とあるのは「においてしようとする行為が」と、第19条第2号中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、別表第2の1の表の備考第2項中「使用料の額」とあるのは「利用料金の基準額」とする。この場合において、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

第4章 罰則

第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第6条第1項又は第3項(第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第6条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第8条(第21条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第8条各号に掲げる行為をした者

第28条 詐欺その他不正の行為により、第14条の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の松江市都市公園条例(昭和34年松江市条例第29号)、玉湯町立都市公園条例(昭和52年玉湯町条例第16号)又は宍道町都市公園条例(昭和57年宍道町条例第14号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた許可その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

4 八束郡東出雲町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、東出雲町都市公園条例(昭和60年東出雲町条例第9号。以下「町条例」という。)又は東出雲町ふれあい広場の設置及び管理に関する条例(平成16年東出雲町条例第2号)の規定によりなされた許可その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、町条例の例による。

附 則(平成17年7月12日松江市条例第401号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日松江市条例第438号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月27日松江市条例第456号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日松江市条例第32号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

7 この条例の施行の日の前日までに、附則第4項の規定による改正前の松江市都市公園条例の規定によりなされた使用許可その他の処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定になされたものとみなす。

附 則(平成20年3月31日松江市条例第2号)

(施行日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松江市八束保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例、松江市鹿島文化ホールの設置及び管理に関する条例、松江市宍道ふれあい交流館の設置及び管理に関する条例、松江市運動施設設置及び管理に関する条例、松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例、松江市島根総合公園施設設置及び管理に関する条例、松江市美保関総合運動公園の設置及び管理に関する条例、松江市都市公園条例、松江市八雲山村広場の設置及び管理に関する条例又は松江市美保関海の学苑ふるさと創生館の設置及び管理に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後の使用又は利用について適用し、同日前の使用又は利用については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月3日松江市条例第48号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日松江市条例第13号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月5日松江市条例第79号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日松江市条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(城山公園の管理に関する条例の一部改正)

2 城山公園の管理に関する条例(平成17年松江市条例第407号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(松江フォーゲルパークの管理に関する条例の一部改正)

3 松江フォーゲルパークの管理に関する条例(平成17年松江市条例第441号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(来待ストーンの管理に関する条例の一部改正)

4 来待ストーンの管理に関する条例(平成17年松江市条例第442号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成25年12月20日松江市条例第60号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日松江市条例第22号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日松江市条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第45号で平成27年10月3日から施行)

附 則(平成27年7月3日松江市条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年10月3日松江市条例第60号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
附 則(平成29年12月19日松江市条例第69号)
この条例は、平成30年8月1日から施行する。
附 則(平成30年3月22日松江市条例第1号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(松江市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 11 施行日の前日までに、附則第5項の規定による改正前の松江市都市公園条例第22条の規定により教育委員会がした使用許可その他の処分、手続その他の行為は、市長がしたものとみなす。
附 則(平成30年3月22日松江市条例第42号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成31年3月29日松江市条例第3号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
附 則(令和元年7月12日松江市条例第1号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和3年7月14日松江市条例第37号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(令和3年規則第70号で令和3年8月29日から施行)
附 則(令和4年3月30日松江市条例第16号)
この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中松江市都市公園条例第10条第1項、第4項、第5項及び第7項の改正規定は、公布の日から施行する。
別表第1(第10条関係)

都市公園の名称	有料公園施設の種類又は名称
城山公園	松江城天守
	興雲閣
秋鹿湖畔公園	松江フォーゲルパーク
楽山公園	楽山庭球場
	楽山野球場
松江総合運動公園	松江市営陸上競技場
	松江市営補助競技場
	松江市営野球場
	松江市営庭球場
	こどもスポーツ広場(フットボール練習場)
北公園	松江市総合体育館
	松江市北庭球場
	松江市北公園多目的広場
	松江市北公園ミニ遊園地
花冠の里	松江市ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場
空口公園	テニスコート
	多目的広場
宍道総合公園	多目的広場
	テニスコート
	少年広場
	野球場
	古墳の森ケビン
来待ストーン	来待ストーンミュージアム
	来待石工房
	陶芸館
東出雲中央公園	野球場

	多目的グラウンド
	テニスコート
錦新町公園	東出雲グラウンドゴルフ場

別表第2(第14条関係)

1 都市公園使用料

区分		単位	金額
公園施設の設置(管理を含む。)		1平方メートル1年につき	当該土地の評価価格に100分の3を乗じて得た額を下限にして市長が定める額
公園施設の管理		1平方メートル1年につき	
占用	第1種電柱	1本1年につき	630円
	第2種電柱		970円
	第3種電柱		1,300円
	第1種電話柱		560円
	第2種電話柱		900円
	第3種電話柱		1,200円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	6円
	地下電線その他地下に設ける線類		3円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1箇所1年につき	1,100円
	法第7条第2号に掲げるもの	1メートル1年につき	外径が0.07メートル未満のもの
			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの
			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの
			外径が1メートル以上のもの
	法第7条第4号のうち郵便差出箱及び信書便差出箱又は政令第12条第6号に掲げるもの	1箇所1年につき	470円
	政令第12条第5号に掲げるもの	1平方メートル1年につき	1,000円
	法第7条第6号に掲げるもの	1平方メートル1日につき	20円
	政令第12条第1号に掲げるもの	1本1年につき	840円
	政令第12条第7号又は第8号に掲げるもの	1平方メートル1月につき	200円
	その他の工作物物件又は施設	1平方メートル1年につき	1,000円
行為	第6条第1項第1号に掲げる行為	1日につき	100円
	業として行う写真の撮影	常時	1月につき
		臨時	1日につき
	業として行う映画の撮影	1時間につき	1,000円
	第6条第1項第3号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	200円

	第6条第1項第4号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	5円
--	-----------------	--------------	----

備考

- 算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
 - 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
 - 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
 - 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
 - 電柱又は電話柱については、支柱及び支線もそれぞれ1本とみなし、H型のものは、2本とみなす。
- 2 宍道総合公園古墳の森ケビン使用料

使用区分		単位	金額
宿泊の場合1棟につき	市民の使用	1夜につき	1,560円
	市民以外の使用	1夜につき	3,130円
休憩の場合1棟につき	市民の使用	1時間当たり	200円
	市民以外の使用	1時間当たり	410円

備考 1時間に満たない時間の算定は、1時間として算定する。